

健康保険委員だより

協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 いろは



協会けんぽ 広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで



銀河鉄道のイルミネーション(備北丘陵公園・広島県)

目次

令和5年度健康保険委員功労者表彰式を行いました！	P2
いろはとかえでの企業探訪! Vol.2	P3
健診のご案内について／ 定期健康診断(事業者健診)結果データのご提出をお願いします	P4
健診とセットで健康サポート(特定保健指導)も受けましょう！／ 医療機関への受診勧奨を行っています	P5
広島支部の医療費について／ ジェネリックに変更した場合の軽減額がわかる! お薬手帳アプリ.....	P6
医療費のお知らせをお送りします／ 保険証を使用できるのは退職日当日までです	P7
任意継続の手続き／「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか?	P8



令和5年度健康保険委員功労者表彰式を行いました！

協会けんぽでは、健康保険事業推進のためにご尽力いただいている健康保険委員の皆様の活動に感謝の意を表し、その功績を讃えることを目的として、「健康保険委員表彰」を実施しております。受賞された皆様の今後ますますのご活躍を祈念いたします。

理事長表彰

(50音順)

下兼 大 様 株式会社 大之木ダイモ

筧中 昭宏 様 株式会社 新和自動車

西本 洋介 様 有限会社 西本屋

藤原 弘子 様 広洋工業 株式会社

支部長表彰

(50音順)

栗津 由美子 様 株式会社 水光エンジニア

沖田 博子 様 国土技建 株式会社

河田 里華 様 株式会社 近代設計コンサルタント

北浦 孝文 様 ダイヤ石油 株式会社

對馬 陽子 様 株式会社 ツシマエレクトロニック

寺本 真理 様 沼田建設 株式会社

西川 千佳子 様 株式会社 西川組

藤井 ひとみ 様 藤井建設 株式会社

藤中 勝俊 様 株式会社 アメニティライフ

宮本 博文 様 株式会社 カネソ22

宮本 理恵子 様 山林運送 株式会社

令和5年度健康保険委員功労者表彰式の様子





いろはとかえでの企業探訪!

～健康経営®の好事例のご紹介～

Vol.2



※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

ひろしま企業
健康宣言事業所

リライアンス・セキュリティー 株式会社 様

健康経営の好事例をご紹介します「いろはとかえでの企業探訪!」。第2弾目となる今回は、令和5年度健康づくり優良事業所及び健康経営優良法人2023中小規模法人部門 プライム500に認定されたリライアンス・セキュリティー 株式会社様をご紹介します。取組事例を参考に、職場の健康づくりの実施にお役立てください。

健康経営の主な取組み

- ① DX推進による労働時間の削減
- ② 独居生活者へ緊急通報装置の配備
- ③ 全事業場の完全分煙による喫煙率の低下
- ④ 特定保健指導者へ個別の利用勧奨及び産業医の指導実施
- ⑤ 先進的な熱中症予防対策の実施



- ▶ 所在地:広島市中区舟入川口町14-22
- ▶ 従業員数:230名
- ▶ 事業内容:警備保障業

健康経営に取り組むきっかけを教えてください。

2007年に発生した熱中症の重症例を契機に、熱中症対策に着手していましたが、「**重症者を1人も出してはいけない**」という使命感と、「**お客さまの安全をお護りしている社員の命と健康は会社が守る**」ことを決意して、2015年より熱中症対策を更に強化し、健康経営に軸足を置きました。

具体的な取組みの内容を教えてください。

警備業において、**熱中症は従業員の生命に対する重大なリスクと認識し、同業他社にはない徹底的な熱中症対策を毎年向上させています**。具体的には、空調ベストや冷感ドライ T シャツ等の暑さ低減の服装と装備品の導入、熱中症予防に関するさまざまな講習会の受講、スポーツ飲料、経口補水液、アイススラリー、塩タブレット等の支援、管理者による従業員の健康状態の確認、そしてWBGT値（熱中症危険アラート）の情報共有などに取り組んでいます。

健康経営の取組みによってどのような効果がありましたか。

2007年以降、当社の熱中症対策の成果は明白で、**熱中症の重症度分類「Ⅲ度(重症)」の発症者がゼロを維持しています**。この実績は、我々が健康経営に軸足を置いた結果であり、安全衛生の先進的な取組みの証であります。更に、当社の健康経営の評価は高く、令和5年9月11日には、**広島労働局長が訪問し、その取組みが評価されました**。労働局長による警備会社訪問は全国初でもありました。

今後の取組みや目標を教えてください。

当社は経営スローガンでもある「**社員の命と健康を守る経営**」を強力に推進します。女性や高齢者など、体力的な制約を抱えている社員が**働きやすい職場環境を整備し、社員が安全で安心な職場環境で、そして健康で充実した成長できる会社づくりを実現します**。

また、警備業界は、農業や建設業に次いで熱中症災害が多発する業界です。気候変動によって夏の気温がますます上昇することが予想される中、次年度には熱中症対策を異次元に向上させることを目標としています。



(左)代表取締役 田中 敏也 様



(右)採用教育研修部 部長 有田 恭彰 様

年に1回必ず
健診受診を!

健診のご案内について

生活習慣病予防健診は35歳～74歳のお勤めの従業員(被保険者)様が対象のお得な健診です。1月～2月は健診機関の予約が比較的とりやすいシーズンですので、まだ健診を受けていない方はぜひこの機会に受診ください!

生活習慣病予防健診のメリット

ナリツム

1

労働安全衛生法による 定期健康診断の代わりにになります

労働安全衛生法で事業主様に義務付けられている定期健康診断の検査項目が含まれているため、「**定期健康診断**」として利用できます。

ナリツム

2

胃・大腸など主な 「がん検診」もセットで充実

法定健診で定められている項目に加えて、国が推奨する**がん検診(胃・大腸・乳・子宮頸がん)**も同時に受診できます。



ナリツム

3

協会けんぽからの 補助でお得に受診できます

約18,000円かかる健診が協会けんぽからの費用補助により**最大5,282円**で受診できます。

ナリツム

4

健診後には**健康サポート**を 無料で受けることができます

健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方は、**健康サポート・アドバイス**(特定保健指導)が無料で受けられます。

お知らせ

来年度から付加健診の対象年齢が拡大されます!

付加健診は、生活習慣病予防健診(一般健診)に腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査など詳細な検査を追加した健診です。人間ドック並みの検査を受けることができますので、対象年齢の方はぜひ受診ください!

対象年齢

令和5年度まで

40歳、50歳

令和6年4月から

40歳、45歳、50歳、55歳、
60歳、65歳、70歳

自己負担額は **最高 2,689円** です!



定期健康診断(事業者健診)結果データのご提出をお願いします

40歳以上のお勤めの従業員(被保険者)様で生活習慣病予防健診をご利用されずに定期健康診断(事業者健診)を受診している場合は、同意書をご提出いただき、**健診結果データ**のご提出にご協力をお願いします。

手順

手続きは
**簡単
3ステップ!**

STEP 01



HPから
同意書を
ダウンロード!

STEP 02

同意書を記入

STEP 03

協会けんぽに郵送

協会けんぽが健診機関と直接手続きをして、健診結果データを取得します。
※健診機関がデータを作成できない場合は、**健診結果の写しの提出**にご協力ください。

健診とセットで！

健康サポート(特定保健指導)も受けましょう！

健康サポート(特定保健指導)とは

健診の結果、生活習慣病のリスクのある40歳以上の方を対象に、健康づくりのプロである保健師等が生活習慣の改善をお手伝いする**無料**のプログラムです。



ご利用方法

✓ 健診当日、健診機関で健診後すぐ

おすすめ!

- 健診後日に実施する際の日程調整などが不要です!
- 健診と同時に受けることで、健康意識がより高まります!



健診当日に
特定保健指導を
受けられる
健診機関はこちら!



健診後日、
勤務先に保健師等が訪問



健診後日、
Zoomによる遠隔面談



～協会けんぽからのお願い～



- 特定保健指導は20分程度お時間がかかります。従業員の皆様の健康度を向上させるため、**健診当日はお時間に余裕をもって受診していただける**よう、ご配慮をよろしくお願いします。
- 従業員様ご自身は「不調を感じていないから」と健診結果を重く受け止めていらっしゃる場合があります。**従業員の皆様の健康を守るため、事業所様から特定保健指導ご利用の後押しをお願いします。**

医療機関への受診勧奨を行っています

放置すると
危険です!

協会けんぽ広島支部では生活習慣病予防のために、健診結果のうち、血圧・血糖・LDLコレステロールの数値が一定の基準より悪く、健診後3ヶ月以内に医療機関の受診が確認できなかった「**受診が必要な方**」、「**早急に受診が必要な方**」を対象に医療機関への受診をお勧めするハガキをお送りしています。

ご担当者様へのお願い

生活習慣病は、**自覚症状のないまま徐々に進行する**ものです。勧奨を受けられたご本人様は、多忙等を理由に治療を後回しにされる場合があります。もし、従業員様から勧奨を受けられた等のご相談を受けられた際は、**医療機関への受診の後押し**をお願いします。口頭でお伝えにくい場合には、案内文書やリーフレット等をご用意しておりますのでダウンロードし、ご活用ください。また、早期医療機関受診をお勧めするための漫画チラシも同封していますので、要治療と判断された方への医療機関受診のお声がけをよろしくお願いします。

ダウンロードはこちら▶



ご案内文書 (イメージ)

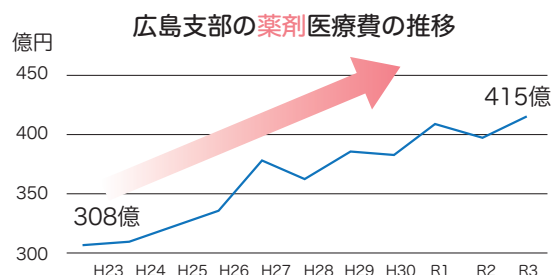
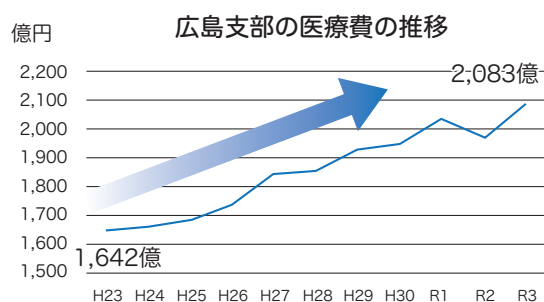
広島支部の医療費について

広島支部の医療費は増加傾向にあります。平成23年度から令和3年度までの11年間で、年間医療費は約**441億円**も増加しました。

この傾向は、高齢化に伴いさらに加速していくことが見込まれます。健康保険制度を維持していくためには、この増加傾向を緩やかにしていく必要があります。



薬剤医療費も同様に、増加傾向にあります。この増加傾向を緩やかにするために、ジェネリック医薬品のご利用をお願いしています。健康保険制度の運営維持のため、ご協力をお願いします。



ジェネリックに変更した場合の軽減額がわかる！お薬手帳アプリ

協会けんぽ広島支部では、お薬手帳アプリを使用して、**薬局に行く前の処方箋から**お薬代やジェネリック医薬品の軽減額が確認できるサービスを開始しました。

協会けんぽ広島支部加入の方が対象です（保険証記載の保険者番号が「01340017」の方）。

アプリの詳細についてはこちら



まだ
お薬手帳を
使っていない
方は



お薬手帳アプリ **ヘルスケア手帳**

- 服用中のお薬やこれまでのお薬の履歴をリストで管理できます
- 処方箋の二次元バーコードを読み取ることで、**ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額がすぐに分かります**
- 処方せん事前送信が可能（送信できる薬局が限られています）
- 災害時に備えて常時携帯可能
- 家族全員分を登録して利用可能

アプリを直接
ダウンロード
される方はこちら

紙のお薬手帳や
すでにお薬手帳
アプリを
使っている方は



お薬情報表示アプリ **CompassGE**

- 処方箋の二次元バーコードを読み取ることで、**ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額がすぐに分かります**（調剤明細書からも確認ができます）
- 全国どここの薬局に行く時も活用可能



上手な医療のかかり方リーフレットを同封しています！

「上手な医療のかかり方」リーフレットでお財布やカラダにやさしい上手な医療のかかり方を紹介しています。ぜひリーフレットをご活用ください。



医療費のお知らせをお送りします

事業主様へ

医療費のお知らせは、**開封せず**に従業員の皆さまへお渡しください

※データの作成日(令和5年11月11日)以降に資格を取得した方や、対象期間に医療機関を受診していない方などは作成しておりません。

※退職等によりお渡しいただけない場合は、同封されている返信用封筒にてご返送ください。

発送
時期

令和6年
1月中旬～下旬

対象
期間

令和4年10月～令和5年8月 診療分

※対象期間であっても医療機関からの請求が遅れている場合の
診療分は記載されておりませんのでご了承ください。

お手続き方法

確定申告(医療費控除)にご使用いただけます

国税庁ホームページ

または管轄の税務署へお問い合わせください



保険証を使用できるのは退職日当日までです

退職等で資格を喪失した
被保険者と被扶養者の

保険証は速やかにご返却ください

【 手続き方法 】

「資格喪失届」を書面で届け出る場合

「被保険者資格喪失届」に
保険証を添付し日本年金機構へ提出



「資格喪失届」を電子申請で届け出る場合

保険証と到達番号がわかる書類を
併せて日本年金機構へ郵送



保険証を従業員様から回収できない場合

「回収不能届」を日本年金機構へ届出

詳細は右記
二次元コードか



又は、

保険証 回収不能届

検索

※回収不能届には「加入者様の
電話番号」と「返納できない
理由」を必ずご記入ください。

「保険証の使い方のご案内」 外国語チラシもあります！

従業員の方を採用されたときや、保険証の返却の説明をする際にご活用ください。

ダウンロードは
こちら



任意継続について

退職等により健康保険の資格を喪失した場合、新たな健康保険の選択肢として以下の3種類があります。

※退職直後に新しいお勤め先で健康保険に加入される方等を除く

任意継続の手続き記入方法は、ホームページをご覧ください。



制度	任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先 (問い合わせ先)	協会けんぽ ※お住いの都道府県支部	お住いの 各市区町村役場	ご家族さまの勤務先
加入要件	●退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること ●退職日の翌日から20日以内に加入手続きを行うこと (郵送の場合は必着)	お住いの市区町村役場(国民健康保険担当課)へお問い合わせください	ご家族さまの勤務先へお問い合わせください

任意継続の 保険料

1ヶ月分の保険料額＝

退職時の標準報酬月額(上限30万円) × 都道府県支部(住所地)の保険料率

「被扶養者状況リスト」の提出はお済みですか？

令和5年10月から11月にかけて、「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りしています。

まだ「被扶養者状況リスト」を提出されていない事業所様におかれましては、現在も被扶養者としての要件を満たしているかどうかをご確認のうえ、被扶養者状況リストをご提出ください。なお、すべての方が「変更なし」の場合でも、必ずご提出をお願いします。

皆様からの「被扶養者状況リスト」の提出により、昨年度は全国で約7.8万人の方が扶養解除となり、約9億円の負担軽減※となりました。

皆様の保険料負担の軽減のため、今年度もご協力をお願いします。

※高齢者医療制度への拠出金の負担軽減額



重要

**提出期限(令和5年12月8日)に関わらず、
未提出の場合はご提出をお願いします。**

編集後記



「いろはとかえでの企業探訪!」では、リライアンス・セキュリティ株式会社様にご協力いただきました。「社員の命と健康は会社が守る」という強い決意が健康経営の評価につながっているのだと感じました。(編集担当 M.T.)

健康保険委員だより

(令和5年12月号)

<発行>



全国健康保険協会 広島支部

協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せ
はこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください

